

参考資料3-3

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

1 概要

第162回通常国会において、所得税法等の一部を改正する法律が可決成立し、平成17年分の所得から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を確定申告又は年末調整の際に添付等することが義務付けられた。このため、平成17年度から国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行した。

発行の時期と対象者

- ①11月発行分 平成17年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に、平成17年11月2日から11月4日までの間に発送（約1350万通）
- ②2月発行分 平成17年10月1日から12月31日までの間に、平成17年中はじめての保険料の納付があった方（①で発行済みの方を除く。）に、平成18年2月1日から2月3日までの間に発送（約78万通）

2 控除証明書に関する照会対応

控除証明書専用ダイヤルTEL.0570-00-9911（平日 9:00～17:00）を設置して対応中である（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）。

- 控除証明書専用ダイヤルの実施状況（平成18年1月末現在）

総応答呼数 110,454件（応答率71%）

照会内容内訳

控除証明書一般問い合わせ	67,699件
再発行に関する問い合わせ	26,908件
その他の問い合わせ	15,847件

- なお、社会保険事務所へも照会が寄せられており、平成18年1月末現在の照会件数は、約12万8千件に達している。

